

成果目標（案）に関する御意見等と回答

1 成果目標（案）に対する御意見や御質問への回答

	質問	回答
1	成果目標① 施設入所者の地域生活への移行（那須委員） 入所者の地域移行者数、減少数の目標の設定の仕方だが、資料の考え方の場合、今までのデータを基にした見込み数が目標となっている。国から出された目標値ではなく、今の状態のままで出てくるであろう見込みの数値を使うのはなぜか。	国の目標値をそのまま設定した場合、現状の実態との乖離が大きく、達成が極めて困難な計画となってしまいます。計画の形骸化を防ぎ、実効性のある確実な取り組みとするため、過去のデータを基にした見込み数値を目標値として採用しています。
2	成果目標① 施設入所者の地域生活への移行（近藤委員） ・数値目標として近年の傾向から対応されていると思うが、全体数としての施設入所者や地域移行者から見たときに適切な設定となっているのか。ちなみに札幌市としての最終的な施設入所者数は何名としており、そこまでの削減をイメージしているのか。 ・数値目標としての設定も重要であるが、特に地域移行などについては、重度の障がいがある方はどのくらい移行しているのか。また、移行後の生活がどのよ	・数値目標については、過去のデータを基にした見込みを設定しており、実態に即した数値であると認識しています。 最終的な施設入所者数については、計画期間に即して2029年度末までの数値目標を掲げており、今後も計画期間ごとに見直しと設定を行っていくこととなります。入所者数の減少は重要な指標であると認識しておりますが、地域生活への移行については、必要な意思決定支援が行われ、本人の意思や希望に応じて進んでいくことが重要であると考えております。 ・入所施設の入所者の多くは重度の方であり、市としてはこれらの方々の移行数や生活実態について、定期調査や関係機関からの報告等を通じて全体的な把握を行っています。

うになっているのかの確認等はされているのか。数値と合わせて、地域生活がまだ十分に進められていない重度の障がいがある方等に関する質的な視点も検討いただきたい。（このあたりは、自立支援協議会のプロジェクト提言とも関連してくると思われる。重度障がい者、強度行動障がい、ヘルパー課題、相談）

・また、移行者数については、どれだけ地域生活の基盤が整っているのかとも関連してくると思われる。地域生活支援拠点を含めた地域生活支援の充実や相談支援体制の充実・強化といった内容とも連動性を確認し、充実させていきたい。

おります。御意見のとおり、地域移行には「質的な視点」が重要であり、地域生活の基盤の整備状況と深く関連しています。今後は自立支援協議会の提言等も踏まえ、地域生活支援拠点や相談支援体制の充実・強化と連動させながら、重度の障がいがある方等に対する質の高い地域生活支援のあり方を検討してまいります。

成果目標② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（高張委員）
「北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定しない」とされている項目について、成果目標は地域の実情に照らし合わせて、市町村独自の目標設定ができるものと解釈している。

特に札幌市は精神病床に関しては7000床という、政令市最多の規模となっており、都道府県単位の指標では捉えることの

本市における精神病床数の現状や、それに伴う地域特有の課題については重要と認識しております。

本市の精神科病院には、他自治体からの入院者も相当数含まれていたり、転入も多いなど、広域的に北海道が成果目標を設定する項目と認識しております。

現在設置している有識者による検討会等での議論をさらに深めるとともに、地域包括ケアシステム構築に向けた具体的な取組のあり方については、今後も検討するなど、本プランに掲載している関連取組を着実に進めてまいります。

	できない課題を抱えているものと認識している。 有識者による検討会を設置していること との整合性を考えても、地域包括ケアシステム推進の意識を高めていく上でも、 札幌市独自の成果目標設定のご検討をお願いしたい。	
4	成果目標④-2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築（河内委員） このことについて、「各都道府県、また は必要に応じて政令市において」とあるが、札幌市の障がい福祉計画では定めない理由があれば教えていただきたい。（たとえば、北海道と同様なものであるから？ 札幌市で定める必要がないから？など）	難聴児支援については、北海道が中心となり、札幌市も参加する「北海道難聴児支援推進協議会」を設置するなど、支援に関する施策の推進及び関係機関等との連携の強化を図っていることから、障がい福祉計画では目標設定を行っておりませんが、引き続き北海道とともに効果的な支援体制に関する検討を進めてまいります。
5	成果目標④-3 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援（河内委員） ・現在、札幌市では、通所支援事業所（児童発達、放課後等デイ）については、事業者選定制度を実施し、サービスの質の向上に向けた取り組みをされている。ただし、主として重症心身障がい児を受け入れる事業所や看護職員を配置して医療的ケア児を受け入れる事業所については特例として新規開設が認められている。これらにより、重症心身障がい児や医療的ケア児の受入事業所は新規に増加しているが、実際にそれら事業所にて受入が進んでいな	令和8年6月、選定制度の対象外として新規指定した事業所を含む全事業所に対し、医療的ケア児の受入れ状況についての実態把握を目的とした現状調査を実施いたしました。その結果を踏まえ、保護者や関係機関が必要な情報へ円滑にアクセスできるように、公開の同意をいただいた事業所を取りまとめた一覧を市ホームページに掲載し、情報周知を図ったところです。 今後は、自立支援協議会をはじめとする関係機関を通じた周知の工夫を継続するとともに、定期的な運営指導等の機会を通じて各事業の実態把握や必要な対策の実施

として実施している。ただ、基本的に困難事例が入所している背景、また現在の福祉施設における人材不足、また成人施設の満床状態等を鑑みると、移行支援は難航を極めることが多く、卒後も移行できず障がい児入所にとどまることを回避するために、国として行政が責任主体として移行支援を進めていくことが掲げられたと認識している。

児童の成長は待ってくれることはなく、毎年、移行することとなる。そのため、全体協議の場について、行政の担当部局、市内の障がい児入所施設担当者、児童相談所、相談支援関係機関、教育委員会担当部局、などが集まった情報共有やり方、ネットワーク、支援協議の場を早急に設置することが必要である（できれば今年度中に）。障がい児入所施設として、成人施設がどのような状況であるか、他の障がい児入所施設の移行支援状況などの情報共有の場としても必要不可欠である。

さらに、特に移行困難なケースについては、設置された協議会で話すほか、市の担当部局と障がい児入所施設が日頃の密な連携を図りながら（上記全体協議会など）、お互いに声を掛け合って個別ケースの協議を積極的に設定し、実施するなど、横のネットワークを作りながら、実務を実施できる支援体制の構築が急務であると考える。

成果目標④－５ 障がい児及びその家族
への伴走的な相談支援体制の確保（河内
委員）

国が示す成果目標は達成済みであるとの
ことだが、現状では、障がい児へのセル
フプラン率は高く、また地域にて保護者か
らは「相談難民」「受けてくれるところが
少ない」などの声が上がっているのが現状
である。札幌市では基幹相談、委託相談を
実施して体制整備をし推進しているが、主
に成人に関する体制整備が多くを占めてお
り、児童のその体制整備は推進されてい
るとはいいがたく、現に、その状況が
保護者の声として上がってきていると考
える。障がい児については本人の状況や
発達プロセスをご家庭と各関係機関とが
共有しながら「こどもまんなか」して家族
まるごと支援を展開していく必要があること
から、ソーシャルワークの担い手である
相談支援は重要な位置づけである。このこ
とは児童期の発達を支え、児童や家族、
各事業所それぞれのウェルビーイングを高
めることとなり、行動障害の予防的な側面
も持つと考える。

このことから、障がい児の相談支援体制
の確保は質的に達成済みとはいいがたく、
またより一層推進していく必要があるた
め、成果目標には実際に推進する旨をしっ
かりと位置付けて掲げていただきたい。

令和８年４月より区保健福祉部の相談
支援体制が強化され、これまで以上に関係
機関との連携を図りつつ、必要に応じて
伴走的に支援を行う体制となったところで
す。

障がい児におけるセルフプラン率の高さ
や、保護者の皆様から寄せられている相談
体制への課題意識は重く受け止めておりま
す。

障がい児における相談支援体制について
も自立支援協議会において議論を重ねてい
るところですが、希望される方が適切に
計画相談を利用できるよう、「のぞまない
セルフプランをゼロにする」という成果
目標を次期計画で設定し、達成に向け取り
組んでいくとともに、伴走的な相談支援
体制の確保については、今後の障がい者プ
ラン全面改定時等の成果目標設定も視野に
入れながら議論を進めてまいります。

8 成果目標④－5 障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保（高張委員） 「障害児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする」とされた項目について、札幌市が示す成果目標案では「成果目標は達成済」となっている。 しかしながら、児童のセルフプラン率の高さについては自立支援協議会のなかでも触れられることが多く、80%を超える政令指定都市でも上位の数値となっている。 「のぞまないセルフプランをゼロに」という国の指針に沿うためにも、成果目標の検討をお願いしたい。	次期計画では「のぞまないセルフプランの件数をゼロにする」と成果目標を設定したいと考えており、目標達成に向けて取り組むす組を進めてまいります。
9 成果目標④－6 強度行動障害児の支援のための体制整備（河内委員） ・成果目標⑤と同一になっているが、児童の場合は成人とは異なり、発達の観点で支援をとらえる必要性が高いため、児者を同一のものとして捉えるほかに、分けて考える視点も大切であると考え。 ・特に児童期においては、強度行動障害を予防的観点でとらえ、早期に発達支援を展開し、「わかりやすい」「つたわりやすい」環境の中で、行動のレパトリーを増やしていく必要がある（成果目標④-1の重要性）。強度行動障害児への早期介入	・ご指摘いただきました通り、強度行動障がい児への支援に適した成果目標に修正いたします。 ・札幌市では、本人・家族と医療、地域の福祉サービス等の支援が一体的となり、相互に協力・連携を図りながら、安心して生活できる地域づくりに向け、今後取り組み組んでまいります。

	においては、本人支援のみならず、包括的な家族支援、地域連携、児童期の発達支援従事者の知識付与と支援スキルの向上に向けた人材育成が必要であると考える。 - これらのことから、特に強度行動障害児への支援については、「家族支援」が重要であり、このことを書面で触れることが可能であれば、盛り込むことも考える必要がある。 - さらに、強度行動障害児を地域で支えるための環境整備においては、保護者のレスパイトを考え、特に強度行動障害児の受け入れが可能な資源（短期入所事業所、児童発達、放課後等デイ等）の少なさやその資源の知識やスキル向上の必要性がある。 - 特に、児童相談所などの一時保護機能等も鑑みたと、そのあたりの整備も早急に検討し、推進していくことが望まれる。	
10	成果目標⑤ 地域生活支援の充実（那須委員） 地域生活支援拠点の充実で国の目標にあるコーディネーターの配置という文言が札幌市に入っていないのはなぜか。 札幌市では区ごとに面整備されていると聞いている、実際は緊急入所受け入れ先調整窓口のある事業所が担っていて、資料では1カ所と記載されているのだろうか？ 札幌市の規模であれば、各区ぐらの規模で地域を支えていただきたい。	本市では、既存の障害福祉サービス事業所が比較的多く存在している強みを活かし、複数の機関で機能を分担する「面的整備型」を採用しております。資料にある「1カ所」という記載は、市全体の面的整備をもって「1カ所」の拠点を設置しているという趣旨となります。市と基幹相談支援センターや関係機関が連携して拠点の機能を担っていくため、専任のコーディネーターの配置を前提としてはおりませんが、今後の拠点の運用状況を検証しながら、必要に応じて検討してまいります。

11	成果目標⑤ 地域生活支援の充実（近藤委員） ・地域生活支援拠点について検証するシステムが構築され展開できているが、国の基本指針では、拠点コーディネーターの配置や機能を担う事業所等の担当者の配置などについても述べられている。この点はどのように具体化していくのか。 また、面的整備として進める中で、一部の障がいに関する緊急受け入れ拠点については対応ができているが、そのほかの多様な対応については、どの事業所がどのような対応をしているのか外からはなかなかわからない状況であり、窓口を含めた機能を担う事業所がわかりやすい形となるよう発展させていく取り組みも必要ではないか。（拠点事業の理解促進も含め） ・強度行動障害に関連しては、自立支援協議会としての提言も作成しており、参考にしてほしい。（法定研修修了者が増えてきているはずだが、事業所等受け入れ機関が増えていない点など）	・前述のとおり、面的整備型として機能するためには、基幹相談支援センターや関係機関と有機的に連携することが不可欠となりますので、さらなる連携の強化を図るとともに、コーディネーターの配置を含めて、円滑に機能するための方策を検討してまいります。 また、面的整備の中で「どの事業所が何を担っているか見えにくい」という点については、御指摘のとおり拠点事業の理解促進を図っていく必要があると認識しております。 今後は、窓口を含めた拠点機能全体の役割や協力事業所の情報を整理し、関係者や市民にとって分かりやすい形で広く周知・発展させていく取り組みを推進してまいります。 ・強度行動障害の取組につきましては、今後も自立支援協議会の提言も踏まえ、事業の周知や受け入れ先の拡充が進むよう取り組んでまいります。
12	成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等（高張委員）	相談支援体制の充実・強化等について、現在の基幹・委託・指定の各相談支援体制

こんかい 今回、くに 国が示している「のぞまないセルフプランをゼロにする」という目もくひょう標設定を志向するにあたり、げんざい現在の、きかん基幹・いたく委託・指定という重層的な相談支援体制には重複する部分も多いため、それぞれの役割を整理して見直し、めいかくか明確化していくという必要性を相談支援部会内で共有し、今回、相談支援部会から提言させていただいた。 けいかく計画相談支援のセルフプラン率も政令指定都市中、上位となっており、「のぞまないセルフプランをゼロにする」にあたっては相談支援体制自体を見直し、整備するための目標設定が欠かせないものと考えている。 ちい地域生活支援拠点における、きんきゅう緊急入所の活用・連携にも課題が広く共有されており、拠点コーディネーター配置なども含め、体制整備に関する成果目標の設定を、ご検討お願いしたい。	こうかてきがより効果的に機能するよう、それぞれの役割整理や明確化に向けた運用の見直し、および具体的な体制整備のあり方について、部会とも連携しながら検討を重ね、本プランに掲載している関連取組を着実に進めるとともに、今後の障がい者プラン全面改定時等の成果目標設定も視野に入れながら議論を進めてまいります。
せい成果目標⑥ そうだんしえんたいせい相談支援体制の充実・強化等（なすい那須委員） そうだんしえんたいせい相談支援体制の充実強化ということで、「のぞまないセルフプラン」の件数をゼロにとなっている。 さっぽろし札幌市は全国の中でもセルフプラン率が特に高く、こうせいろうどうしやう厚生労働省の資料では6年3月時点で55.7%。同じ政令都市で受給者数が同等のよこはまし横浜市が37.4%、なごやし名古屋市が21.7%だ。さっぽろし札幌市の資料によれば知的	「のぞまないセルフプラン」の定義については、国の動向を注視しながら整理をする必要がありますが、市としては、身近な地域に相談支援事業所がないケースだけでなく、相談支援専門員の不足や事業所都合で断られ、やむを得ずセルフプランとなったケースも含めるものと認識しております。 すべてのセルフプランを一律に不可とすることは、市内の障害福祉サービス

しょうがいしゃ りつ すこ 障害者のセルフプラン率は41.7%と少し りつ すく 率が少なくなっている。やはり、本人が けいかく た むづか 計画を立てるということは難しいからだ。 「のぞまない」の定義はどのようにかんが てているか。知的・発達障がいの方のセルフ プランの中には、成人になっても親などが なか せいじん おや セルフプランとして提出している件数も ていしゅつ けんすう 多数あると思われる。家族が抱え込むので たすう おも かぞく かか こ はなく、相談室に入ってもらい本人の意思 は さんだんしつ はい ほんにん い し を丁寧に把握し、適切なサービス利用につ ていねい はあく てきせつ りよう なげるためにも基本セルフプランはふ 不可と き ほん ふ か いうような基準でも良いのではないかと思 きじゆん よ おも っている。7年10月から始まった就労選択 ねん がつ はじ しゅうろうせんたく 支援などでも、アセスメント後の企業との しえん ご きぎょう マッチングについては相談室なしではむづか そうだんしつ いと思われる。知的障害者に限らず、ほか おも ちてきしょうがいしゃ かぎ の障害でもその方の伴走者として相談室が しょうがい かた ばんそうしゃ そうだんしつ 加わって、支援を考えていくことが現在の くわ しえん かんが げんざい 福祉サービス制度では重要と考 えてい ふくし せいど じゅうよう かんが る。 ぜひ、ほんき め ぜ ぜひ、本気でゼロを目指すプランとして ほしい。	じゅきゅうしやすう たい そうだんし えん せんもんいんずう 受給者数に対する相談支援専門員数の じょうきょう げんじょう こんなん じょうきょう 状況から、現状では困難な状況にあり ます。 しかしながら、てきせつ 適切なアセスメントやモ ニタリングの機会が失われ、ご本人のニー き かい うしな ほんにん ズが計画に反映されにくくなることは避け けいかく はんえい るべきと考 えており、「のぞまないセルフ かんが プランをゼロにする」という方向性のも ほうこうせい と、まずは実態の把握に努めるとともに、 じったい はあく つと 相談支援事業の充実に向けた取組を進めて そうだんし えん じぎょう じゅうじつ む とりくみ すす まいります。
14 せい かもくひょう しょうがいふくしじんざい かく ぽ 成果目標⑦ 障害福祉人材の確保・ てい ちやく とうじしやしてん た じゅうじつ 定 着、当事者視点に立ったケアの充 実 せいさんせいこうじょう のための生産性向上 せい かもくひょう しょうがいふくし とう しつ 成果目標⑧ 障害福祉サービス等の質 こうじょう とうりくみ たいせい を向上させるための取組にかかる体制の こうちく こんどういいん 構築（近藤委員）	しょう ふうし ぶんや ひとでぶそく 障 がい福祉分野の人手不足については、 ほんし きっせん かだい にんしき 本市としても喫緊の課題と認識しておりま じりつしえんきょうぎ かい ていげん げん ば こえ す。自立支援協議会からの提言や現場の声 けいかく かか ぐたいてき とりくみ はんえい を、計画に掲げる具体的な取組に反映でき けんとう すす るよう、検討を進めてまいります。

	・これらについても、^{じりつしえんきょうぎかい}自立支援協議会の^{ていげん}提言と^{れんどう}連動する^{ないよう}内容であると^{かんが}考えられる。（ヘルパー^{かだい}課題、^{じゅうどしやう}重度障がい者^{かだい}課題、^{きやうどうどうしやう}強度行動障がい^{そうだんしえんぶかい}相談支援部会） ・^{とどうふけん}都道府県の^{けいかくこうもく}計画項目の^{てん}点もあるが、^{さつぽろしない}札幌市内としても^{おお}大きな^{かだい}課題となっており、^{おも}と思われる。^{ぐたいてき}具体的な^と取り組みとして^{ないよう}の内容になるかもしれないが、^{しつ}しっかりと^{けんとう}検討を^{すす}進めてほしい。^{しつ}質の^{こうじやう}向上を図る^{はか}ための^と取り組みについては、その^{じっし}実施^{たいせい}体制における^と取り組み^と効果の^{こうか}検証^{けんしやう}も^{すす}進める^{ひつよう}必要があると^{かんが}考える。 ・^{そうだんしえんせんもんいん}相談支援専門員の^{かくほ}確保や^{しつ}質の^{こうじやう}向上について^{じんざい}も人材として^{じゅうよう}重要であり、^{おや}親^な亡き^{あと}後の^{しえん}支援における^{かんてん}観点や^{ちいきいこう}地域移行、^{ちいき}地域^{せいかつしえんきよてん}生活支援拠点との^{れんどう}連動^{ふく}を含めた^{たいおう}対応が^{ひつよう}必要である。 ・^{いどうしえん}移動支援なども^{ふく}含めた^{じんざい}人材の^{かくほ}確保に^む向け^とた^と取り組みが^{ひつよう}必要であると^{かんが}考える。	
15	^{せいかもくひやう}成果目標⑨ ^{しょう}障がいのある^{ひと}人に対する^{たい}理解促進（^{りかいそくしん}近藤^{こんどういん}委員） （^{かしやう}仮称）^{さつぽろしやう}札幌市障がい者^{しや}スポーツセンター（^{ざんていてき}暫定的な^{きよてん}拠点）についても^と取り組み^とが進んでおり、^{しやう}障がいがある^{ひと}人の^{すす}スポーツ	障がいのある方の運動やスポーツへの取り組みを推進するうえで、スポーツ参加の場に関する理解を促進していくことは重要と認識しております。 また、本市のスポーツ施策の総合的な指針である「第2期札幌市スポーツ推進計画」において、成果指標の一つとして「障がいのある方のスポーツ実施率」を掲げて

	さんか ば かん り かい もくひょう ツ参加の場に関する理解なども目標としていけ ないか。	いるところです。 引き続き、同計画と密接に連携しながら 、「障がいのある方のスポーツ参加の場 に関する理解促進」の視点も踏まえたうえで 、関係施策の取組を推進してまいりたいと 考えております。
--	--	--

2 会議内で質問があった事項に関する回答、その他の質問

	質問	回答
1	資料3について（石橋委員） 身体障害者手帳を所持している人の中で、肢体不自由の方が3年間で3,000人減少している理由について。	あくまで所持者数の推移から見た推測になるが、脳血管疾患や骨折等の急性期や回復期における医療技術（リハビリテーション）が向上しており、後遺症（障害の固定）となるケースが減少している可能性がある。 内部障害のある方は増加傾向にあるが、こちらも技術の進歩により生存可能期間が延びている可能性がある。
2	資料6-1について（石山委員） 就労移行支援等から一般就労への移行者数について、どれくらいの期間一般就労していると人数にカウントされるか。	北海道の「障害福祉サービス事業所利用者の一般就労等に関する実態調査」から数値を算出しているが、どれくらいの期間一般就労していたかは関係なく、一度でも就労するとカウントされるようになっている
3	資料6-2について（近藤委員） 個別事例の支援内容の検証の実施回数 の見込みを設定していない理由について。	本項目ですが、「人材育成の支援件数」や「連携強化取組実施回数」の中で、個別事例について検討・検証していることから別項目としては設定いたしませんでした。
4	資料6-2について（近藤委員） 地域の相談支援体制強化の実績値はどのようにカウントされているか。	指導・助言件数…基幹相談支援センターが相談支援事業所等に行った専門的な指導・助言回数。 人材育成の支援件数…基幹相談支援センターが実施する人材育成研修の回数と弁護士による巡回法律相談回数と巡回法律相談報告会の合計件数。

		れんけいきょうかととりくみじっしかいすう 連携強化取組実施回数… そうだんしえんぶかい 相談支援部会 ていれいかいすう 定例会数と各エ かく リア会 かいぎ 議の ごうけいすう 合計数。
--	--	--